

議案第 28 号

勝山市立中学校建設工事（給食室棟工事）請負契約の締結について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年勝山市条例第 9 号）第 2 条の規定に基づき、随意契約で勝山市立中学校建設工事（給食室棟工事）請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 勝山市立中学校建設工事（給食室棟工事）
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 金 266,574,000 円
- 4 契約の相手方 株式会社熊谷組福井営業所、大北久保建設株式会社、椿坂電機株式会社、株式会社シマキ工業、勝山市立中学校建設工事
特定建設工事共同企業体
- 5 工期 契約締結日から令和 9 年 3 月 12 日まで

令和 7 年 9 月 9 日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

勝山市立中学校建設工事（給食室棟工事）請負契約を締結するため、この案を提出する。